

## 文京区都市マスタープランの見直しについて

### 1 見直し検討の趣旨

平成23(2011)年3月、文京区都市マスタープラン(以下「都市マスタープラン」という。)を改定した。目標年次である令和12(2030)年度まで概ね中間の時期を経過したところである。

この間、区の人口構造や区を取り巻く社会状況は、大きく変化しており、また、災害に強く環境に配慮した持続可能性の高いまちづくりなど、都市に求められる機能も高度化・多様化している。

そこで、現行都市マスタープランにおける「まちづくりの目標と将来の姿」や「部門別の方針」、「地域別の方針」等が、こうした環境の変化に対応できているかを検証し、見直しの検討を行う。

#### 【都市マスタープランとは】

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

### 2 見直しに向けて

#### (1) まちづくりの成果検証と共有

区民意識調査の分析結果などをもとに、現行都市マスタープランの「部門別の方針」等について成果検証を行い、区民、区議会、事業者等、多様な主体と共有しながら見直しに向けた議論、検討を進める。

#### (2) 見直しの検討

文京区都市マスタープラン見直し検討協議会を中心に検討を進め、検討の節目における周知活動やパブリックコメントの実施、説明会の実施など、区民等の意見の把握、反映に努める。

### 3 検討組織

(1) 文京区都市マスタープラン見直し検討協議会（以下「検討協議会」という。）

委員 学識経験者 5 人、関係団体推薦 5 人、公募区民 5 人、  
企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、  
都市計画部長、土木部長、資源環境部長

(2) 文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会（以下「庁内連絡会」という。）

会長 都市計画部長

委員 企画課長、防災課長、区民課長、経済課長、  
観光・都市交流担当課長、福祉政策課長、障害福祉課長、  
子育て支援課長、都市計画課長、地域整備課長、住環境課長、  
建築指導課長、管理課長、道路課長、みどり公園課長、  
環境政策課長、保全技術課長、教育総務課長

### 4 今後のスケジュール（予定）

#### 令和 4 年度

- ・ 6 月 議会報告
- ・ 7 月 第 1 回検討協議会の開催
- ・ 適宜 検討協議会及び庁内連絡会の開催
- ・ // 議会、都市計画審議会への報告
- ・ 年度末 中間まとめの作成  
区民説明会及びパブリックコメントの実施

#### 令和 5 年度

- ・ 適宜、検討協議会及び庁内連絡会を開催するとともに、議会、  
都市計画審議会へ報告
- ・ 見直し素案作成後、区民説明会及びパブリックコメントを実施し、  
年度末に見直し結果を公表